まちなか開発サポートガイド

各メニューの詳しい内容は市街地整備課へお問い合わせください。

開　発

まちなか不動産の活用をお考えの方へ

1　優良建築物等整備事業

問 市街地整備課　再開発係（027-898-6004）

中心市街地)※1において、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備)※2を行う事業者に対して整備費用の一部を補助します。

◇補助金額：
予算の範囲内において、補助対象経費の2/3以内

◇補助対象経費：
調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費）
土地整備費（建築物除去等費、補償費等）
共同施設整備費

◇申請スケジュール：
事業実施予定年の前年度に予算要望等の手続きを経る必要があります。
（国費概算要望：6月、市予算要望：9月、国費本要望：11月）

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

※1　該当区域は裏面をご覧ください。

※2　敷地要件、耐火要件、建物規模、空地の確保、バリアフリー対応、省エネ対応など、必要な条件があります。

市HPへはこちらから

2　市街地再開発事業

中心市街地)※1における土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて、第一種市街地再開発事業)※3を施行する者に対して整備費用の一部を補助します。

◇補助金額：
予算の範囲内において、補助対象経費の2/3以内

◇補助対象経費：
調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費）
土地整備費（建築物除却等費、仮設店舗等設置費、補償費等）
共同施設整備費

◇申請スケジュール：
事業実施予定年の前年度に予算要望等の手続きを経る必要があります。
（国費概算要望：6月、市予算要望：9月、国費本要望：11月）

事業着手前に申請の上、交付決定を受ける必要があります。

※3　敷地要件、耐火要件、建物規模、空地の確保、バリアフリー対応、省エネ対応など、必要な条件があります。

市HPへはこちらから

【対象区域図】

1、2は市街地総合再生計画区域が対象区域です。

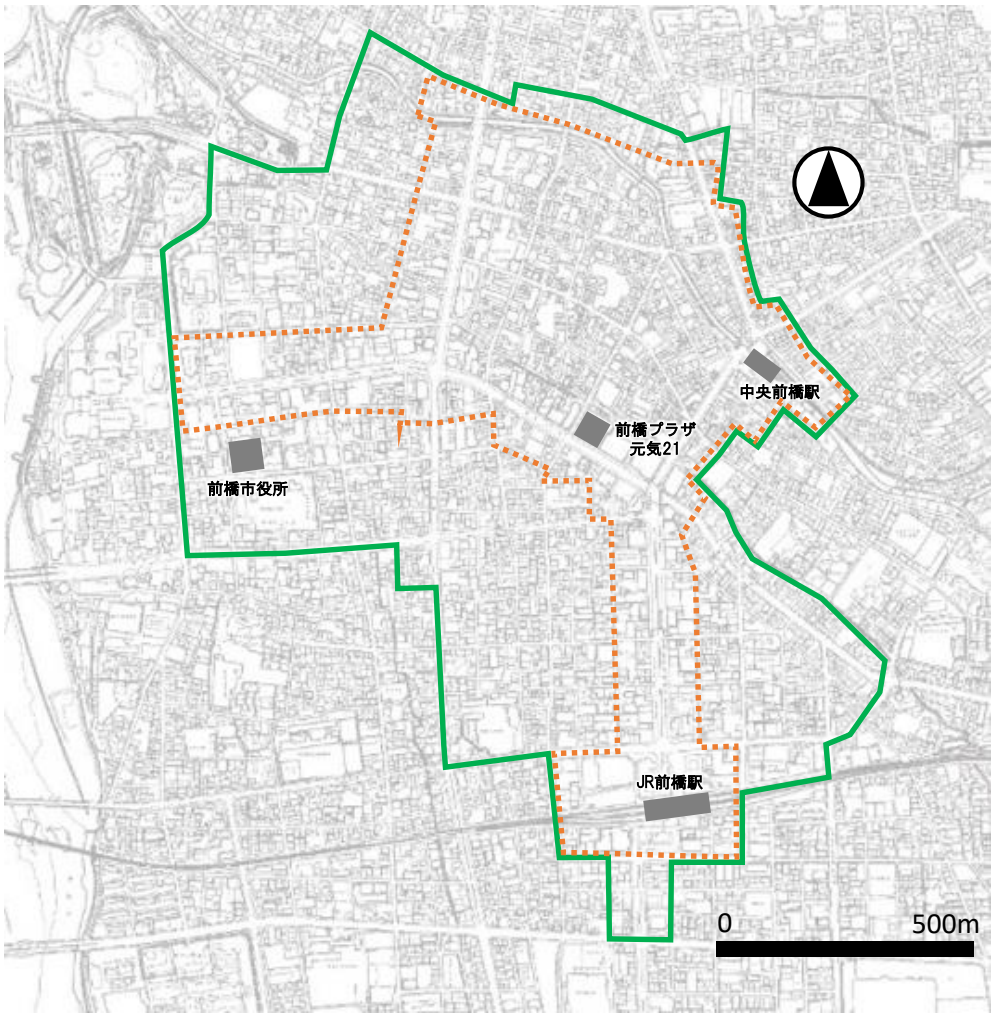

凡　例	
━━	市街地総合再生計画区域
┅┅	重点施策区域)※4

※4　重点施策区域は、市街地総合再生計画区域内において、特に1、2を重点的に促進する区域です。